

岡山県小児医療協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児医療体制の整備等、小児医療に係る諸課題を協議するため、岡山県小児医療協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 岡山県保健医療計画（小児医療に関することに限る）に関する事項
- (2) 小児救急医療支援病院（地域小児科センター）及び高度・専門病院（中核病院）に関する事項
- (3) 小児（救急）の研修に関する事項
- (4) 岡山県医療対策協議会（小児（救急）医療対策部会）に関する事項
- (5) 小児（救急）医療体制に係る調査分析に関する事項
- (6) その他小児医療体制の整備に関し必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の委員は、保健医療機関・団体の関係者、消防関係者、学識経験者、行政関係者等から知事が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部地域医療推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。